

鳥取県公文書管理条例の利用請求に基づく処分に係る審査基準（案）
に関するパブリックコメントの実施結果について

平成24年7月18日
公文書館

1 パブリックコメント募集の内容

本年4月1日に「鳥取県公文書等の管理に関する条例」が施行され、公文書館が所蔵する特定歴史公文書等は原則一般利用となったが、同条例第13条第2項に掲げる情報（個人情報等）についてはその全部又は一部を利用に供しないことができるとされている。その利用制限を行う際の審査基準を設けるにあたり、パブリックコメントを行い、広く県民の意見募集を行った。

2 募集期間 平成24年5月28日（月）から6月25日（月）まで

3 意見件数 0件

以上